

第5章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

1 住民等からの意見及び事業者の見解

計画段階環境配慮書についての市民等からの意見及び事業者の見解を表 5-1-1 に示す。

表 5-1-1 住民等からの意見及び事業者の見解

分類	意見内容	事業者の見解
総括的 事項	なし	なし

2 市長からの意見及び事業者の見解

計画段階環境配慮書についての市長からの意見及び事業者の見解を表 5-2-1 に示す。

表 5-2-1 市長からの意見及び事業者の見解

分類	意見内容	事業者の見解
1 総論	(1)複数案の絞り込みについて	本事業実施想定区域の周辺には、学校、病院、社会福祉施設その他の環境の保全についての配慮が必要な施設や住居・事業場が存在することから、更新後の発寒清掃工場（以下「新工場」という。）の稼働に伴う環境への影響が極力回避又は低減されるよう、煙突の高さや配置等について十分考慮の上、適切な絞り込みを行うこと。 煙突高さ及び施設の配置について、周辺の施設や住居等に十分配慮して計画を進めていく。 方法書段階においては、レイアウトに係る複数案の可能性を残し、準備書段階にてこれらの絞り込みを行うこととする。
	(2)相互影響について	方法書以降の手続においては、影響要因ごとの調査、予測及び評価を行う必要があるが、新工場の試運転期間中に、現工場と一時的ではあるが同時に稼働する可能性があることから、大気質をはじめとして複合要因による相互影響についても十分に検討すること。 新工場がしゅん工し、正式稼働後は、現工場の稼働を止める予定であるが、新工場の試運転期間のみ数か月程度、並行稼働の可能性はあることから、大気質や騒音等について複合要因による相互影響を検討する。
2 各論	(1)大気質について	ア 工事の実施において、建設機械の稼働や資材及び機械の運搬車両の走行に伴い、周辺の住居等の生活環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから、窒素酸化物等も環境影響評価項目に追加すること。 工事中の二酸化窒素等について、札幌市環境影響評価条例に基づく技術指針では必須項目ではないが、影響の可能性を考慮して、評価項目に追加する。
		イ 短期高濃度条件の影響を検討するに当たっては、上層逆転層発生時や逆転層崩壊時等の様々な条件における大気汚染物質の拡散状況を十分考慮した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。 事業予定地周辺の気象条件を考慮して、短期的な特殊な気象条件も考慮した調査、予測、評価を計画する。
	(2)騒音及び振動について	新工場の施設の稼働に伴う騒音及び振動の影響について、周辺の住居等への影響がより低減されるよう調査、予測及び評価を十分に行うこと。 施設に配置する機械設備及び稼働条件を把握し、周辺への影響を最大限に把握できるように、調査、予測及び評価を行うこととする。